

指定就労継続支援（B型）事業所 ぱれっと三田
《 障害福祉サービス 料金表 》

＜ 訓練等給付対象サービス ＞

訓練等給付費によるサービスを提供した場合は、訓練等給付費のうち1割の額、もしくは受給者証に記載されている市町村が定める利用料負担額をお支払いいただきます。利用者の負担以外については、事業所が市町村から代理受領するものとします。代理受領を行わない場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

＜基本サービス費＞ 就労継続支援B型サービス費（I）

	利用料	利用者負担額（1割）
定員20人以下 平均工賃月額1万円以上2万円未満	5,890円/日	589円/日

＜加算項目＞ 事業所のとっている体制・とった対応により加算

	利用料	利用者負担額	
送迎加算（I）	210円/片道	21円/片道	
食事提供体制加算	300円/日	30円/日	
初期加算	300円/日	30円/日	利用開始日から30日を限度とし、利用1日につき加算
訪問支援特別加算 1時間未満 1時間以上	1,870円/回 2,800円/回	187円/回 280円/回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算。月2回限度
欠席時対応加算	940円/回	94円/回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整や相談援助を行った場合に加算。月4回を限度
利用者負担上限額 管理加算	1,500円/回	150円/回	利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算。月1回を限度
施設外就労加算	1,000円/日	100円/日	一定の基準を満たし、利用者が企業内等で作業を行った場合、1日につき加算。
福祉・介護職員処遇改善加算（I）	所定単位の5.2%を加算		

< **訓練等給付対象外サービス** >

訓練等給付対象外サービスの費用には、以下のものがあります。

① **給食一部負担金** **1食あたり 300円**

上記負担金は1カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。

社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会
障がい福祉サービスセンター
指定就労継続支援（B型）事業所 ぱれっと三田
管理者 加藤 かおり
TEL：0858-75-4701 FAX：0858-75-4701